

液化石油ガス法「改正省令」の概要（2024年4月2日公布）

過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

三部料金制の徹底

（設備費用の外出し表示・計上禁止）

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年4月2日）施行。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底（改正省令第16条第15号の7）
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止（改正省令第16条第15号の8）
- 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）（改正省令第16条第15号の9）

（注）施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める（改正省令附則第2条）。その上で、新制度への早期移行を促していく。（改正省令附則第3条）

LPガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

（注）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

【参考】改正法令の実効性確保のための方策

2023年12月1日、
エネ庁HPに通報フォーム
(匿名可) を開設

	改正法令施行前	改正法令施行後	効果検証
過大な営業行為の制限	<ul style="list-style-type: none">● 商慣行見直しに向けた取組宣言 (※ 1)● 監視・通報体制の整備	<ul style="list-style-type: none">● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査● 違反の疑いがあった場合は立入検査	<ul style="list-style-type: none">● 公開モニタリング (WG、地方懇談会等) <p>⇒ 以下の内容を確認・議論し、改善につなげる</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 通報フォーム情報を集約・構造化した内容✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況✓ 大手事業者による商慣行是正に向けた取組状況 (公開ヒアリング等)✓ フォローアップ調査の結果✓ 省庁間連携の取組状況 など
三部料金制の徹底	<ul style="list-style-type: none">● L P ガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知● 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築 (※ 2)	<ul style="list-style-type: none">● 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等● 通常の立入検査時に実施状況を確認 <ul style="list-style-type: none">● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査 (三部料金制の適用割合の公表を検討)	
L P ガス料金等の情報提供		<ul style="list-style-type: none">● L P ガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査	<ul style="list-style-type: none">● 通常の立入検査時に実施状況を確認
関係省庁・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none">● 関係省庁 (国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等) との連携● 消費者委員会においてWGにおける取組状況を報告● L P ガス地方懇談会 (消費者団体、L P ガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国 9 ブロックで開催。) を活用した機運の醸成		

※ 1 商慣行見直しに向けた取組宣言：各 L P ガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約し H P で公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化

※ 2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す